

Product line: ELISA Kits

17166 Rat GRO/CINC-2 β Assay Kit - IBL
27194 Rat TNF- α Assay Kit - IBL

[IBL 製品 法規制一覧の詳細はこちら](#)

1. 化学物質及び会社情報

製品 : 表紙に記載
製品詳細 : 標準物質 (凍結乾燥品)

会社情報

株式会社免疫生物研究所
〒375-0005 群馬県藤岡市中 1091-1
TEL : 0274-50-8666 FAX : 0274-23-6055
URL : <https://www.ibl-japan.co.jp/> E-Mail : do-ibl@ibl-japan.co.jp

危険有害性を有する化学物質

化学物質	CAS 番号	含有量 (w/v) %
アジ化ナトリウム	26628-22-8	約 5 % (所定量に再構成後 0.05 %)

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類、GHSラベル要素

GHS分類

物理化学的危険性

自己反応性化学品 : タイプ G

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分 2
急性毒性 (経皮) : 区分 1
皮膚腐食性 / 刺激性 : 区分 1
眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性 : 区分 1
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分 1 (心血管系、肺、中枢神経系、全身毒性)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分 1 (中枢神経系、心血管系)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分 2 (肺)

環境有害性

水生環境有害性 短期 (急性) : 区分 1
水生環境有害性 長期 (慢性) : 区分 1

GHSラベル要素



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

飲み込むと生命に危険
皮膚に接触すると生命に危険
重篤な皮膚の葉傷及び目の損傷
重篤な眼の損傷
臓器の障害 (心血管系、肺、中枢神経系、全身毒性)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (中枢神経系、心血管系)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (肺)
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

環境への放出を避けること。
粉じん / 煙 / ガス / ミスト / 蒸気 / スプレーを吸入しないこと。
眼、皮膚、衣類につけないこと。
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
保護手袋 / 保護衣 / 保護面を着用すること。
保護眼鏡 / 保護面を着用すること。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

- 漏出物を回収すること。
- 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。
- ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。
- 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合、多量の水／適切な薬剤で洗うこと。
- 皮膚（又は髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

廃棄

- 内容物／容器を地方／国の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報**化学物質・混合物の区別**

混合物

成分名	成分名【別名】	含有量	CAS No.	化審法番号	安衛法番号
アジ化ナトリウム	-	5%	26628-22-8	1-482	-

注記：これらの値は、製品規格値ではありません。

危険有害成分**毒物及び劇物取締法「毒物」該当成分**

アジ化ナトリウム

安衛法「表示すべき有害物」該当成分

アジ化ナトリウム

安衛法「通知すべき有害物」該当成分

アジ化ナトリウム

化管法（令和5年3月31日まで有効）「第1種指定化学物質」該当成分

アジ化ナトリウム

4. 応急措置**応急措置の記述****一般的な措置**

- 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

吸入した場合

- 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

- 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- 皮膚に付着した場合、多量の水／適切な薬剤で洗うこと。
- 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合、医師の診察／手当てを受けること。

眼に入った場合

- 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合、医師の診察／手当てを受けること。

飲み込んだ場合

- 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
- 直ちに医師に連絡すること。

5. 火災時の措置**消火剤****適切な消火剤**

- 火災の場合は霧状水、泡、乾燥砂を使用すること。

使ってはならない消火剤

- 不活性ガス消火設備

ハロゲン化物消火設備
粉末消火設備ーりん酸塩類等を使用するもの
粉末消火設備ー炭酸水素塩類等を使用するもの
粉末消火設備ーりん酸塩類等、炭酸水素塩類等 以外のもの
二酸化炭素を放射する消火器
ハロゲン化物を放射する消火器
消火粉末を放射する消火器ーりん酸塩類等を使用するもの
消火粉末を放射する消火器ー炭酸水素塩類等を使用するもの
消火粉末を放射する消火器ーりん酸塩類等、炭酸水素塩類等 以外のもの

特有の危険有害性

加熱すると容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、有毒及び／又は腐食性のガスを発生するおそれがある。

消火を行う者への勧告

特有の消火方法

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

防火服又は防災服を着用すること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
消火作業従事者は全面型陽圧の自給式呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

回収が終わるまで十分な換気を行う。
適切な保護具を着用する。

環境に対する注意事項

漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。
粉じんが飛散しないようにする。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

掃き集めて、容器に回収する。

二次災害の防止策

漏出物を回収すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

(取扱者のばく露防止)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
(火災・爆発の防止)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

安全取扱注意事項

(局所排気、全体換気)
排気／換気設備を設ける。
(注意事項)
皮膚に触れないようにする。
眼に入らないようにする。
保護手袋／保護衣／保護面を着用すること。
保護眼鏡／保護面を着用すること。
取扱中は飲食、喫煙してはならない。

接触回避

「10. 安定性及び反応性」参照

衛生対策

眼、皮膚、衣類につけないこと。
取扱い後は汚染箇所をよく洗うこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

保管

安全な保管条件

容器を密閉しておくこと。

直射日光を避け、換気の良い涼しい場所で保管する。
施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

ガラス
ポリエチレン

8. ばく露防止及び保護措置**管理指標**

管理濃度 : データなし

許容濃度

(その他の無機および有機粉じん (第3種粉じん))

日本産衛学会 吸入性粉じん 2mg/m³

総粉じん 8mg/m³

(アジ化ナトリウム)

ACGIH (1996) STEL : 上限値 (アジ化ナトリウムとして)

0.29mg/m³ ; (アジ化水素酸の蒸気として)

0.11ppm (心臓障害; 肺損傷)

ばく露防止**設備対策**

適切な換気のある場所で取扱う。

洗眼設備を設ける。

手洗い/洗顔設備を設ける。

保護具**呼吸用保護具**

呼吸用保護具を着用すること。

手の保護具

保護手袋を着用する。

眼の保護具

保護眼鏡/顔面保護具を着用する。

皮膚及び身体の保護具

適切な保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質**基本的な物理的及び化学的性質に関する情報**

物理状態	: 結晶または粉末
色	: 無色～白色
臭い	: 無臭
融点/凝固点	: (decomposes) $\geq 275^{\circ}\text{C}$
沸点又は初留点	: データなし
沸点範囲	: データなし
可燃性 (ガス、液体及び固体)	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界	: 可燃限界データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
溶解度	
水に対する溶解度	: 溶ける (29mass%, 20°C)
n-オクタノール/水分配係数	: データなし
蒸気圧	: 1 Pa (20°C)
密度及び/又は相対密度	: 1.85
相対ガス密度	: (空気=1) データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性**反応性**

データなし

化学的安定性

潮解性がある。

危険有害反応可能性

275°C以上で加熱すると、分解する。有毒なフェームを生じる。火災や爆発の危険を生じる。
銅、鉛、銀、水銀および二硫化炭素と反応する。とくに衝撃に敏感な化合物を生じる。酸と反応する。有毒で爆発性のアジ化水素を生じる。(ICSC 0950)

避けるべき条件

混触危険物質との接触。
火源との接触。

混触危険物質

酸、銅、鉛、銀、水銀、二硫化炭素

危険有害な分解生成物

アジ化水素

11. 有害性情報**毒性学的影響に関する情報****急性毒性****急性毒性（経口）**

[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)
rat LD50=45mg/kg (DFGOT vol.20, 2003)

急性毒性（経皮）

[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)
rabbit LD50=20mg/kg (ACGIH, 2001)

労働基準法：疾病化学物質

アジ化ナトリウム

皮膚腐食性／刺激性**皮膚腐食性**

[区分1]
[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)
rabbit 腐食性 (DFGOT vol.20, 2003)

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

[区分1]
[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)

呼吸器感作性又は皮膚感作性

データなし

生殖細胞変異原性

データなし

発がん性

[ACGIH]
(アジ化ナトリウム)
A4 (1996)：ヒト発がん性因子として分類できない

生殖毒性

データなし

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

[区分1]
[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)
心血管系、肺、中枢神経系、全身毒性 (DFGOT vol.20, 2003; ACGIH, 2001)

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

[区分1]
[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)
中枢神経系、心血管系 (NTPTR 389, 1991)
[区分2]

[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)
肺 (NTPTR 389, 1991)

誤えん有害性

データなし

その他情報

粉状物質の一般的な有害性として、多量に吸入した場合に肺内に蓄積することによって、肺の繊維化及びこれによる咳、痰、息切れ、呼吸困難、肺機能の低下、間質性肺炎、気胸等の肺障害（じん肺の諸症状）を引き起こすことが知られている。

12. 環境影響情報**生態毒性****水生環境有害性**

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

水生環境有害性 短期（急性）

[日本公表根拠データ]
(アジ化ナトリウム)

藻類 (Pseudokirchneriellasubcapitata) ErC50=0.348mg/L/96hr (Aquire, 2010)

水溶解度

(アジ化ナトリウム)

よく溶ける (41.7 g/100 ml, 17°C) (ICSC, 2014)

残留性・分解性

(アジ化ナトリウム)

直接測定 (HPLC) による分解度：1% (既存点検)

生体蓄積性

(アジ化ナトリウム)

log Pow <= 0.3 (Check & Review, Japan)

土壌中の移動性

データなし

オゾン層への有害性

データなし

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

廃棄物の処理方法

環境への放出を避けること。

内容物／容器を地方／国の規則に従って廃棄すること。

14. 輸送上の注意**国連番号、国連分類**

国連番号またはID番号 : 1687
正式輸送名 : アジ化ナトリウム
分類または区分 : 6.1
容器等級 : II
指針番号 : 153

IMDG Code (国際海上危険物規程)

国連番号 : 1687
正式輸送名 : アジ化ナトリウム
分類または区分 : 6.1
容器等級 : II

IATA 航空危険物規則書

国連番号 : 1687
正式輸送名 : アジ化ナトリウム
分類または区分 : 6.1
危険性ラベル : Toxic
容器等級 : II

環境有害性

MARPOL条約附属書III - 個品有害物質による汚染防止

海洋汚染物質 (該当/非該当) : 該当

MARPOL条約附属書V - 廃物排出による汚染防止

特定標的臓器毒性, 反復ばく露: 区分1 該当物質

アジ化ナトリウム

水生環境有害性: 短期 (急性) 区分1 該当物質

アジ化ナトリウム

水生環境有害性: 長期 (慢性) 区分1, 2 該当物質

アジ化ナトリウム

国内規制がある場合の規制情報**船舶安全法**

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

航空法

毒物類 毒物 分類6 区分6.1

15. 適用法令**当該製品に特有の安全、健康及び環境に関する規則／法令****毒物及び劇物取締法**

毒物 (令第1条)

アジ化ナトリウム (法令番号 1)

労働安全衛生法

名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物

名称表示危険／有害物

アジ化ナトリウム (別表第9の9)

名称通知危険／有害物

アジ化ナトリウム (別表第9の9)

別表第1 危険物 (第1条、第6条、第9条の3関係)

危険物・爆発性の物

化学物質管理促進 (PRTR) 法 (令和5年4月1日以降有効)

該当しない。

消防法

危険物

第5類 自己反応性物質 危険等級 II (指定数量 100kg)

16. その他の情報

特になし

ここに記載された情報は作成時の知見によるものですが、必ずしも完全ではありません。取り扱いには十分注意してください。

2023年4月1日作成

1. 化学物質及び会社情報

製品 : 表紙に記載
化学物質を含む製品詳細 : 停止液

会社情報

株式会社 免疫生物研究所
〒375-0005 群馬県藤岡市中 1091-1
TEL: 0274-22-2889 FAX: 0274-23-6055
URL: <http://www.ibl-japan.co.jp> E-Mail: do-ibl@ibl-japan.co.jp

危険有害性を有する化学物質 : 1 規定(0.5 mol/L) 硫酸

化学物質	CAS 番号	含有量 (w/v)%
硫酸	7664-93-9	4.9 % (医薬用外劇物からは除外)

以下、硫酸としての情報

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性

急性毒性(経口) 区分 5
急性毒性(吸入:ミスト) 区分 2
皮膚腐食性・刺激性 区分 1A-1C
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分 1
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) 区分 1(呼吸器系)
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分 1(呼吸器系)

環境に対する有害性

水生環境急性有害性 区分 3

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」または「区分外」です。



注意喚起語

危険

危険有害性情報

飲み込むと有害のおそれ(経口)
吸入すると生命に危険(ミスト)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
呼吸器系の障害
長期又は反復ばく露による呼吸器系の障害
水生生物に有害
吸入すると生命に危険(ミスト)
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

注意書き

【安全対策】

適切な呼吸用保護具を着用すること。
適切な保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
使用中に吸入されうる粒子が発生するかもしれない場合は、ミストを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。

【応急措置】

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚又は毛に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

皮膚に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

【保管】

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質	化学名又は一般名	硫酸(Sulfuric acid)
	別名	情報なし
	分子式(分子量)	H ₂ SO ₄
	化学特性(示性式又は構造式)	○
	CAS番号	7664-93-9
	官報公示整理番号(化審法・安衛法)	(1)-430
	分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし
	濃度又は濃度範囲	情報なし

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。

皮膚を速やかに流水又はシャワーで洗浄すること。

直ちに医師に連絡すること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

予想される急性症状及び遅発性症状

腐食性、灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ、発赤、痛み、水泡、重度の皮膚熱傷、重度の熱傷、腹痛、ショック又は虚脱。

医師に対する特別注意事項

肺水腫の症状は 2～3 時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

5. 火災時の措置

この製品自体は、燃焼しない。
周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

特有の危険有害性

加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。

消火を行う者の保護

消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置

作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
風上に留まる。
低地から離れる。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。

回収・中和 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

封じ込め及び浄化方法・機材 危険でなければ漏れを止める。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱い注意事項

空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
取扱い後はよく手を洗うこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
環境への放出を避けること。

保管

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

技術的対策

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
特別に技術的対策は必要としない。

混触危険物質

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件

酸化剤から離して保管する。
容器を密閉して冷乾所にて保存すること。
施錠して保管すること。

容器包装材料

国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

未設定

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標)

日本産衛学会(2005年版)

1 mg/m³ 最大許容濃度

設備対策	ACGIH(2005年版)	TLV-TWA 0.2 mg/m ³ A2(無機強酸ミスト中に含まれる硫酸)
	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 空气中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。 高熱工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。 高熱工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。	
保護具	呼吸器の保護具	
	適切な呼吸器保護具を着用すること。 ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。	
	手の保護具	
	適切な保護手袋を着用すること。 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。 飛沫を浴びる可能性のある時は、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。	
衛生対策	眼の保護具	
	適切な眼の保護具を着用すること。安全眼鏡を着用すること。 化学飛沫用のゴーグル及び適切な顔面保護具を着用すること。 撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。	
	皮膚及び身体の保護具	
	適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。 しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。 取扱い後はよく手を洗うこと。	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态など

形状	油状の吸湿性液体
色	無色
臭い	無臭
pH	0.3 (1N) 1.2 (0.1N) 2.1 (0.01N)
融点・凝固点	10°C
沸点、初留点及び沸騰範囲	340°C (分解)
引火点	不燃性
爆発範囲	不燃性
自然発火温度	不燃性
蒸気圧	0.13 kPa (146°C) 、0.0067 Pa (25°C)
蒸気密度	(空気 = 1) : 3.4
比重(密度)	1.8356 (15°C/4°C)
溶解度	混和する
オクタノール・水分配係数	log Pow = -2.20 (推定値)
分解温度	340°C
粘度	27 mPa·s (20°C)

10. 安定性及び反応性

安定性	水と急激に接触すると多量の熱を発生し、酸が飛散することがある。水で薄めて生じた希硫酸は、各種の金属を腐食して水素ガスを発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。 吸湿性がある。
危険有害反応可能性	多くの反応により火災又は爆発を生じることがある。 強力な酸化剤であり、可燃性物質や還元性物質と反応する。 強酸であり、塩基と激しく反応し、ほとんどの普通金属に対して腐食性を示して引火性/爆発性気体(水素)を生成する。 水、有機物と激しく反応して熱を放出する。
避けるべき条件	

加熱すると、刺激性又は有毒なヒュームやガス(イオウ酸化物)を生成する。

混触危険物質

可燃性物質、還元性物質、強酸化剤、強塩基、混触危険物質などの接触に注意する。
危険有害な分解生成物 燃焼の際は、イオウ酸化物などが生成される。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	区分 5
	経皮	データなし
	吸入	
	吸入(ミスト):	区分 2
	吸入(蒸気):	データなし
皮膚腐食性・刺激性		区分1A-1C、重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
眼に対する重篤な損傷・刺激性		区分1、重篤な眼の損傷
呼吸器感作性又は皮膚感作性		
	呼吸器感作性:	データなし
	皮膚感作性:	区分外
生殖細胞変異原性		分類できない。
発がん性		分類できない。
生殖毒性		区分外
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)		区分 1(呼吸器系)、呼吸器系の障害。
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)		区分 1(呼吸器系)、長期又は反復ばく露による呼吸器系の障害
吸引性呼吸器有害性		データなし

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	区分 3、水性生物に有害
水生環境慢性有害性	区分外

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。状態にする。

強酸性であるため、アルカリで中和した後処理すること。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	2796(51%を超えない)
	Proper Shipping Name.	SULPHURIC ACID
	Class	8
	Packing Group	II
	Marine Pollutant	Not Applicable
	航空規制情報	ICAO・IATAの規定に従う。
	UN No.	2796(51%を超えない)
	Proper Shipping Name.	Sulphuric acid
	Class	8
	Packing Group	II
国内規制	陸上規制情報	毒物及び劇物取締法の規制に従う

海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	2796(51%を超えない)
品名	硫酸
クラス	8
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2796(51%を超えない)
品名	硫酸
クラス	8
等級	II

特別安全対策

移送時にイエローカードの保持が必要。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。
 他の危険物のそばに積載しない。
 重量物を上積みしない。

15. 適用法令**労働安全衛生法**

名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)、(政令番号 第613号)、腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)特定化学物質第3類物質、(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)

労働基準法

疾病化学物質法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号)

毒物及び劇物取締法

劇物(法第2条別表第2)。硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸 10%以下を含有する物を除く。(政令第2条第104号)

船舶安全法

腐食性物質(危規則第2,3条危険物告示別表第1)

航空法

腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

大気汚染防止法

特定物質(施行令第10条)

16. その他の情報

特になし

ここに記載された情報は作成時の知見によるものですが、必ずしも完全ではありません。取り扱いには十分注意してください。

2012年4月21日作成
 2015年4月01日修正